

消費者教育の推進に向けての取組

1. 消費者教育推進計画の策定

- (1) 計画の性格 消費者教育推進法と6月下旬に閣議決定される予定の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の内容も踏まえ、東京都として体系的な消費者教育を推進していくための基本指針
- (2) 計画期間 平成25年度～29年度までの5ヵ年

2. 消費者教育アクションプログラム(仮称)の策定

- (1) プログラムの性格 消費者教育を効果的に推進するため、重点的に取り組む世代やテーマを設定し、具体的に取り組むための行動計画
- (2) 対象とする世代・テーマ 高齢者(同居の家族や、周囲で見守る立場の人を含む)
若者(大学生・新社会人)
区市町村の消費者教育の支援 など
- (3) プログラム期間 平成25年度～27年度までの3ヵ年(毎年度更新)
- (4) 具体的な取組例
- ・介護事業者を対象とした研修
 - ・地域の防犯協会と連携した高齢者向けの寸劇を実施
 - ・企業等の新入社員向けの研修の実施や教材の作成
 - ・大学生向けの消費者教育のセミナー等を実施
 - ・先駆的な取組を行う区市町村をモデルとして認定し、取組を支援 など

3. 消費者教育推進地域協議会の設置

- (1) 構 成 員 学識経験者、消費者団体、事業者団体、教育関係者など
- (2) 審議会との関係 審議会は消費生活の安定と向上に関する基本的な事項を審議する役割がある。また、消費者教育推進法の規定による協議会の構成員は、審議会と重なるため、審議会の部会として位置付け